

## 草加市台風等の非常災害時の保育所等臨時休園のガイドライン

### 1 目的

近年大型化する台風等の非常災害時において、暴風雨等により甚大な被害が生じるおそれがある場合に、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、市内の保育所等における臨時休園の判断基準及び対応について、ガイドラインを定めるものです。

### 2 対象施設

臨時休園の対象は、公立保育園、民間認可保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、家庭保育室（以下「保育所等」という。）とします。

### 3 臨時休園の基準

市は、次のいずれかに該当する場合には、臨時休園を判断します。

- (1) 気象庁から草加市を含む地域に特別警報又は暴風警報が発令された場合
- (2) 市が市内のいずれかの地域を対象に警戒レベル4以上の避難指示を発令した場合
- (3) 前日までに草加市及び草加市に隣接する市区を発着する鉄道の計画運休が予定され、当日午前6時まで解除されない場合
- (4) 上記にかかわらず、風雨により甚大な被害が生じるおそれがある場合

### 4 台風等、事前に非常災害が想定される場合の対応

- (1) 午前6時まで、特別警報等が発令され、又は鉄道の計画運休が決定している場合は、臨時休園します。
- (2) 午前6時から午前7時までの間に、特別警報等が発令されたときも、臨時休園しますので台風の接近等により風雨が特に激しい場合は、午前7時まで自宅にて待機し、特別警報等の発令の有無を確認してください。
- (3) 特別警報又は暴風警報が発令されていない場合においても、強風や豪雨により登園に危険が伴うことが想定される場合は、安全の確保を優先して登園はできる限り控えてください。  
なお、登園しない場合は、児童の安否確認のため必ず通園している保育所等に連絡してください。
- (4) 登園後に特別警報又は暴風警報が発令された場合は、保護者が児童を引き取るまでは保育所等で預かりますので、安全を確認した上で、引き取りをお願いします。  
なお、保護者以外の方が引き取る場合には、必ず事前に保護者から通園している保育所等に連絡をお願いします。
- (5) 登園児全員の引き取り後は、職員の安全確保のため、保育所等を閉園します。

### 5 局地的大雨等、短時間の急激な天候の変化により、災害を引き起こす可能性が想定される場合の対応

- (1) 市が午前6時まで市全体または一部の地域の保育所等の臨時休園を決定する場合は、市から災害時安心メール（すぐーるのメール機能）で、臨時休園となる保育園を通知します。
- (2) 市の判断が難しい局地的大雨等の場合は、園の判断で臨時休園とすることができることとし、園から保護者に遺漏なく休園の連絡をするとともに、市への報告を迅速に行うこと。

### 6 臨時休園時の特別保育

4の(1)(2)及び5(1)で臨時休園を決定し、次の要件を満たす場合には、別添「特別保育実施園一覧」において、特別保育を実施します。

5(2)で園の判断で臨時休園とする場合には、当該園において安全な保育の実施が可能な範囲で特別保育を実施することとします。ただし、利用対象者及び利用条件は、次の要件を満たす場合に限りです。

(1) 対象者

保護者全員が次の業務に従事し、災害時の臨時休園日においても、保護者全員が休暇等の取得が困難な状況が予想され、自宅で保育できない世帯の児童

- ① 医療体制の維持に関する業務
- ② 保育所等や高齢者施設、障害者支援施設等支援が必要な方々の保護の継続に関する業務
- ③ インフラ（電力、ガス、水道など）運営等市民の安定的な生活の確保に関する業務
- ④ 行政、警察、消防、鉄道等社会の安定の維持に関する業務

(2) 利用条件

- ① 児童が該当する特別保育実施園に、別紙「台風等の非常災害時における特別保育利用登録届」の留意事項に同意の上、全ての項目に記入して在籍園を通じて提出し、特別保育実施園の受領印がある複写を受け取り、利用時に提示すること。
- ② 保護者の責任において、特別保育を実施する園に送迎を行うこと。
- ③ 保育時間中に必要な食事及び水分は、全て持参すること。
- ④ 遊具・教材を除く、当日保育に必要な物は、全て記名し持参すること。
- ⑤ 午前7時から午後6時までの範囲内で可能な限り短時間の保育となるよう調整すること。
- ⑥ 発熱や体調不良でないこと。また、突発的な体調不良などが起きた時には、災害の状況等により、医療機関への受診が速やかに行えない場合があることを理解し、利用登録をすること。
- ⑦ 非常災害時の対応であることを理解し、やむを得ず特別保育を利用する場合にも、児童の安全な送迎と特別保育実施園の安全な保育の実施に協力すること。

(3) その他

- ① 台風等の非常災害により、休園が予測される場合には、前日（前日が休園日の場合は直前の開園日）午後3時までに、在籍する保育所等の施設長及び事前に登録した特別保育実施園に、特別保育の利用と利用希望時間を申し出て、利用の可否を確認してください。
- ② 局地的大雨等で急な休園となり、やむを得ず特別保育の利用を希望する場合には、事前に登録した特別保育実施園に連絡を取り、特別保育の利用と利用希望時間を申し出て、利用の可否を確認してください。
- ③ 特別保育は、暴風雨等により送迎時にも危険が伴うため、可能な限り自宅保育をお願いします。6(1)対象者の条件に該当する場合にも、できる限り調整した上で、臨時休園になった場合に必ず預けなければならない場合のみ特別保育の申し出をしてください。
- ④ 台風等の非常災害時の保育所等臨時休園は、児童の安全を守るための臨時的な措置のため、休園による保育料及び副食費の減免等はありません。

## 台風等の非常災害時における特別保育利用登録届

令和 年 月 日

## 【特別保育実施園名】 \_\_\_\_\_

フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
児童氏名		生年月日	令和 年 月 日	
在園施設名		在園施設電話番号	( )	
保護者氏名①	(フリガナ)	緊急時電話番号	( )	
		勤務先名 電話番号	( )	
保護者氏名②	(フリガナ)	緊急時電話番号	( )	
		勤務先名 電話番号	( )	
保護者以外の 緊急連絡先	氏 名		電話番号	保護者との関係
児童について	現在の健康状態	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良	心身障害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
	健診等指摘事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )		
	食 事	1日 回 好む物 ( ) 嫌う物 ( )		
	体質等の留意事項 (該当するものがあれば□に印を付けてください。)			
	□ひきつけが起きやすい □ぜんそくが起きやすい □アレルギー ( ) □既往症 □その他留意事項 ( )			
	かかりつけ病院		平熱 ( 度 分)	
健康保険証	種 類	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 共済保険 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	保険証の記号		保険証の番号	

## 【留意事項】

1. 保護者の責任において、特別保育を実施する園に送迎を行ってください。
2. 災害の状況により、緊急連絡があった場合は、早急に引き取りを行ってください。
3. 保育時間中に必要な食事及び水分は、全て持参してください。
4. 遊具・教材を除く、当日保育に必要な物は、全て記名し持参してください。
5. 交通事情などで引き取り予定時間に遅滞する可能性があるときは、事前に連絡してください。
6. 発熱や体調不良がある場合は、特別保育をすることは出来ません。
7. 突発的な体調不良等の際、災害の状況により、医療機関への受診が速やかに行えない場合があります。
8. 災害の状況により、特別保育利用の申出を受けても、お断りする場合があります。

上記の留意事項に全て同意し、特別保育を利用します。 保護者氏名 \_\_\_\_\_